

平成 29 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん、燃え殻、放流水及び周縁地下水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

その結果は次のとおりです。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表 1）

検査を行った 8 施設における排出ガス中のダイオキシン類の測定結果は、全て大気排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表 2）

検査を行った 4 事業場における排水中のダイオキシン類の測定結果は、全て水質排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表 3 (1)）

検査を行った 2 施設におけるばいじん及び燃え殻等のダイオキシン類の測定結果は、全てばいじん等の処理に係る基準に適合していました。

(4) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水（表 3 (2)）

検査を行った 2 施設における放流水のダイオキシン類の測定結果は、全て維持管理の基準に適合していました。

また、周縁地下水については、最終処分場からの影響の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である 1 pg-TEQ/L を参考としており、検査を行った 2 施設における周縁地下水のダイオキシン類の測定結果は、全て地下水の環境基準に適合していました。

2 今後の対応

今後も工場・事業場に対して立入検査を継続し、排出基準、ばいじん等の処理に係る基準及び維持管理の基準の遵守状況を把握するとともに、排出削減を指導していきます。

表1 大気基準適用施設の行政検査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	サンエイ(株) 環境事業 部産業廃棄物処理センタ ー	刈谷市泉田町西 沖ノ河原1番地	廃棄物焼却炉	H29.11.16	0.0068	0.1
2	アスカ工業(株)	西尾市中畑町卯 新田上28-2	アルミニウム 合金製造施設	H29.7.27	0.035	1
3	蒲郡市クリーンセンター	蒲郡市西浦町口 田土1	廃棄物焼却炉	H29.6.15	0.0070	5
4	戸松冶金(株) 犬山工場	犬山市字味加田 1	アルミニウム 合金製造施設	H29.5.18	0.081	1
5	三洋化成工業(株) 名古 屋工場	東海市新宝町31 の1	廃棄物焼却炉	H29.10.20	0.024	5
6	尾張東部衛生組合 晴丘 センター	尾張旭市晴丘町 東33番地の1	廃棄物焼却炉	H29.11.8	0.010	1
7	名古屋市五条川工場	あま市中萱津奥 野	廃棄物焼却炉	H29.12.14	0.0021	0.1
8	知多南部クリーンセンタ ー ごみ処理施設	知多郡南知多町 大字内海字榎木 77番地の1	廃棄物焼却炉	H29.10.5	0.51	5

(注) 1 ng (ナノグラム) : 10億分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 水質基準適用事業場の行政検査結果

(単位：pg-TEQ/L)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	一宮市東部浄化センター	一宮市多加木5丁目 32-53	15-イ、18	H29.7.12	0.0035	10
2	王子製紙(株) 春日井工場	春日井市王子町1	1	H29.8.28	0.13	
3	衣浦東部浄化センター	碧南市港南町2丁目 8-15	15-イ、18	H29.7.18	0.00064	
4	加藤化学(株)	知多郡美浜町浦戸字 森下46-1	15-ロ	H29.7.10	0.036	

- (注) 1 pg(ピコグラム)：1兆分の1g
 2 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。
 3 施設の種類の詳細は7ページ参照。

表3 廃棄物処理施設に係る行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻等

(単位：ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん等の処理に係る基準 (注1)	備考
江南丹羽環境管理組合 環境美化センターごみ焼却処理施設	丹羽郡大口町河北1-131	一般廃棄物	固化灰	H30.1.10	1.8	3	既設
			不燃物	H30.1.10	0.00000099		既設
株式会社 海部清掃 産業廃棄物焼却施設	あま市二ツ寺上長38番1外3筆	産業廃棄物	ばいじん	H30.1.11	0.42		新設
			燃え殻	H30.1.11	0.23		新設

(注) 1 ばいじん等の処理に係る基準とは、これらの処分（再生することを含む。）を行う場合に適用される基準である。なお、既設施設（H12.1.14以前に設置された施設）から発生したばいじん等について、定められた方法で処理する場合は、基準は適用されない（詳細は7ページ参照。）。

2 ng（ナノグラム）：10億分の1g

3 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位：pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理の基準
尾張東部衛生組合 一般廃棄物最終処分場	瀬戸市北丘町296番地	一般廃棄物	放流水	H29.9.5	0.00044	10
			周縁地下水	H29.9.5	0.00051	(注1)
中部電力株式会社 碧南火力発電所 産業廃棄物最終処分場	碧南市港南町2-8-2地先公有水面外2筆	産業廃棄物	放流水	H29.8.9	0.00089	10
			周縁地下水	H29.8.9	0.00011	(注1)

(注) 1 周縁地下水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/Lを参考としている。

2 pg（ピコグラム）：1兆分の1g

3 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

(単位：ng-TEQ/m³N)

号 番 号	特定施設の種類	設置年月日			
		～H9. 12. 1 (注1)	H9. 12. 2～ H12. 1. 14 (注2)	H12. 1. 15～	
1	焼結鉍製造用焼結炉	1	1	0.1	
2	製鋼用電気炉	5	0.5	0.5	
3	亜鉛回収用施設	10	10	1	
4	アルミニウム合金製造用施設	5	5	1	
5	廃 棄 物 焼 却 炉	4 t /時以上	1	0.1	0.1
		2 t /時以上、4 t /時未満	5	1	1
		2 t /時未満	10	5	5
		0.2 t /時未満かつ火格子面積 が2 m ² 未満のもの	10	10	5

(注) 1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

3 ng (ナノグラム) : 10億分の1g

4 TEQ とは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

（単位：pg-TEQ/L）

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

（注）1 pg（ピコグラム）：1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理に係る基準(ばいじん、燃え殻)及び廃棄物最終処分場の維持管理の基準

1 ばいじん等の処理に係る基準

ばいじん等の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が**3 ng-TEQ/g以下**となるように処理しなければならない。

(注) 1 基準の適用対象となるばいじん等

- (1) ばいじん(廃棄物焼却炉の集じん装置により集められたダスト。)
- (2) 燃え殻(廃棄物焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。)

2 既存施設(平成12年1月14日以前に既に設置され、又は設置の工事がされていた施設)から排出されるばいじん等については、次に掲げる方法により処分を行う限り、この基準は適用されない。

- (1) セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (3) 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

2 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の維持管理の基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水(海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水)の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。(なお、汚染の有無について判断するため、地下水に適用される水質の環境基準値である1 pg-TEQ/Lを参考としている。)
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/Lに適合するように維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。